

社会福祉法人すくすくどろんこの会個人情報管理規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人すくすくどろんこの会（以下「法人」という。）が保有する個人情報の取扱いに関する事項を定め、法人の責務を明確にするとともに、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 本規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、又は個人識別符号が含まれるものをいう。

2 本規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報
をいう。

3 本規程において「保有個人データ」とは、法人が、開示、内容の訂正、追加又は
削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の権限を有する個人データをい
う。

4 本規程において「要配慮個人情報」とは、人種、信条、社会的身分、病歴、障害、
健康診断結果、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないよ
う特に配慮を要するものとして法令で定める個人情報をいう。

5 本規程において「情報主体」とは、当該個人情報によって識別される本人をいう。

6 本規程において「記録文書」とは、紙媒体、電磁的記録その他媒体の別を問わず、
個人情報を記録した一切の媒体をいう。

（責務）

第3条 法人は、個人情報の重要性を十分に認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利や利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 法人の職員等は職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないものとし、当該職務を退いた後も同様とする。

（個人情報保護管理者）

第4条 法人は、この規定の目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、施設長をもって充てる。

3 管理者は、この規定に基づき、率先して個人情報の適正な管理及びプライバシー保護に当たるとともに、個人情報取扱者の指導・監督に努めなければならない。

第2章 個人情報の収集、利用及び提供

(収集の制限)

- 第5条 法人は、個人情報を取得するにあたっては、利用目的をできる限り特定し、当該目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公正な手段により取得するものとする。
- 2 法人は、要配慮個人情報については、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならない。ただし、法令に基づく場合その他法令で認められる場合を除く。
- 3 法人は、本人から直接書面により個人情報を取得する場合には、あらかじめ利用目的を明示するものとする。
- 4 本人以外から個人情報を取得する場合には、その取得の状況を踏まえ、本人の権利利益を不当に侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(利用および提供の制限)

- 第6条 法人は、あらかじめ特定した利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 法人は、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、法令に基づく場合その他法令で認められる場合を除く。
- 3 法人は、個人情報を取得した場合には、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかに、本人に対し当該利用目的を通知し、又は公表するものとする。
- 4 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならない。
- 5 前二項の通知又は公表は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
 - (2) 国又は地方公共団体等の法令に定める事務への協力に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 取得の状況からみて利用目的が明らかである場合
- 6 法人は、個人データを第三者に提供した場合又は第三者から個人データの提供を受けた場合には、法令に基づき、提供に関する記録を作成し、保存するものとする。

(入園希望者の個人情報の収集、利用及び第三者への提供)

- 第7条 法人の利用児となる目的で情報主体等から提供された個人情報に関しては、前2条を準用し、取り扱う。

第3章 個人情報の管理等

(適正管理)

第8条 法人は、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。

2 法人は、個人データの取扱状況を把握し、必要に応じて安全管理措置の見直しを行うものとする。

3 法人は、利用する必要がなくなった個人データについては、遅滞なく消去又は廃棄するものとする。

(個人データの漏えい等への対応)

第8条の2 法人は、個人データの漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合には、事実関係を速やかに調査し、必要な措置を講ずるものとする。

2 法令に基づき報告又は本人への通知が必要な場合には、速やかに関係機関への報告及び本人への通知を行うものとする。

(外部委託)

第9条 法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合には、委託先の選定にあたり、個人データの安全管理が図られることを確認するとともに、契約により必要な事項を定め、適切に監督するものとする。

第4章 個人情報の開示及び訂正等

(自己情報の開示請求)

第10条 情報主体は、自己に関する個人情報について、当該個人情報を保有する管理者に対し、開示請求をすることができる。

2 前項の請求（以下「開示請求」という。）をするときは、情報主体本人であることを明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書を、当該管理者あてに提出するものとする。

3 管理者は、開示請求を受けたときには、当該個人情報を開示するものとする。ただし、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報の全部又は一部について開示しないことができる。

(1) 開示請求の対象となる個人情報に、第三者の個人情報が含まれているとき

(2) 開示することにより法人の業務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき

(3) その他管理者が相当の理由があると認めたとき

(開示の決定)

第 1 1 条 管理者は、開示請求を受けたときは、遅延なく、当該開示請求に係る個人情報の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

2 管理者は、個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、開示請求をした者に対し、その理由を文書により通知しなければならない。

(開示の方法)

第 1 2 条 個人情報の開示の方法は、記録文書の写しを交付することにより行う。この場合において、個人情報が磁気テープ、磁気ディスク等に記録されている場合は、印字装置により出力した物の写しを交付する。

2 前項の方法による交付が困難である場合には、他の適切な方法により行うものとする。

(訂正、利用停止等の請求)

第 1 3 条 本人は、自己に関する保有個人データについて、内容が事実でないときは、その訂正、追加又は削除を請求することができる。

2 本人は、当該保有個人データが法令に違反して取り扱われていると認めるときは、その利用の停止、消去又は第三者への提供の停止を請求することができる。

3 管理者は、前二項の請求を受けた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果を本人に通知するものとする。

第 5 章 不服の申立て

(不服の申立て)

第 1 4 条 情報主体は、個人情報の取扱いに関する事項について不服のある場合は、管理者に対し、不服の申立てをすることができる。

2 前項の申立てをするときは、情報主体本人であることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を明記した文書を、当該管理者あてに提出するものとする。

3 管理者は、第一項の申立てがあったときには、速やかに、必要な調査を行うものとする。この場合において、管理者は、必要に応じ、不服申立人、その他関係者の出席者を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 管理者は、調査終了後、その結果を不服申立人に文書で通知するものとする。

第 7 章 雑則

(委任)

第 1 5 条 この規程に定めるもののほか、犯罪事実確認書の管理及び運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（規程に定めのない事項）

第 16 条 この規程に定めのない事項については、法その他関係法令及び法人の諸規程の定めるところによる。

（規程の改廃）

第 17 条 この規程の制定、改正及び廃止するときは、社会福祉法人すくすくどろんこの会理事会の議決を経るものとする。

附則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 8 月 2 日から改正施行する。